

水戸市

認定特定創業支援等事業を受けて

創業されたみなさまへ

創業期支援補助金

創業時の支援にとどまらず、創業後の事業継続のための支援を行うため、ホームページや販売促進品などの作成、新聞などへの広告掲載や展示会などの開催にかかる費用など、創業期における活動に対して補助を行います。

補助上限額

1 回目	2 回目	3 回目
10万円	5万円	2.5万円

補助率

1 / 2 (1,000円未満切り捨て)

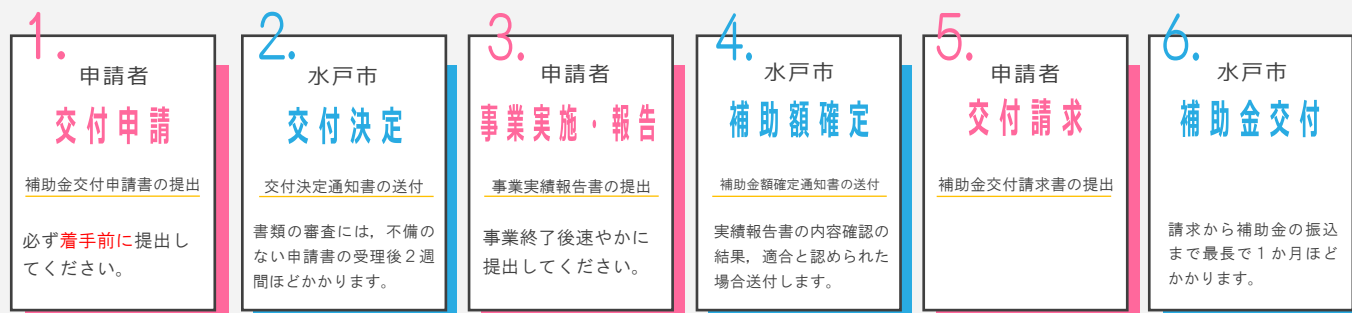
交付の回数

申請は年度1回限り。創業後5年以内に計3回まで申請可能

補助対象経費

ホームページ等の作成 / 新聞等への広告の掲載等
展示会等への参加、開催等 / 販売促進品等の作成等

手続きの流れ



お問い合わせ

水戸市産業経済部商工課

〒310-8610 水戸市中央1丁目4-1

電話：029-232-9185

<https://www.city.mito.lg.jp/page/4270.html>

業務時間／午前8時30分～午後5時15分 休業日／土日・祝日

※直接お越しいただく場合は、事前にご連絡ください。



▲水戸市HP

補助要件

補助を受けるためには、「対象者」「対象業種」等のすべての要件を満たすことが必要となります。

対象者

- ・ 創業後5年以内の個人または法人
- ・ 市内に店舗や事務所等（法人にあっては本店）を開設していること。
- ・ 産業競争強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けていること。

対象業種

- 大分類D 建設業
- 大分類E 製造業
- 大分類G 情報通信業
- 大分類I 卸売業，小売業
- 大分類J 金融業，保険業（貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関を除く。）
- 大分類K 不動産業，物品賃貸業（駐車場業を除く。）
- 大分類L 学術研究，専門・技術サービス業
- 大分類M 宿泊業，飲食サービス業
- 大分類N 生活関連サービス業，娯楽業（火葬・墓地管理業を除く。）
- 大分類O 教育，学習支援業
- 大分類P 医療，福祉
- 大分類Q 複合サービス事業（郵便局を除く。）
- 大分類R サービス業（廃棄物処理業，政治団体，宗教，と畜場，外国公務を除く。）
- 大分類T 分類不能の産業

「認定特定創業支援等事業」とは，創業する方，創業後間もない方が，事業経営に必要な知識を習得することを目的とした，セミナーや窓口相談などの継続的な支援のことです。

水戸市内の各事業は，市HP「水戸市創業支援事業計画について」に掲載しています。



※分類区分は日本標準産業分類によるもの。

補助が受けられない方

- ・ 市税を滞納している者
- ・ 前年度までに受けた当該補助金の回数が3回以上である者 など

注意事項

- 必ず活動（ホームページの作成等）開始前に申請書を提出してください。
- 申請書類の審査が終了し，交付額が決定した段階で，活動への着手が可能となります。（交付決定通知書を送付いたします。 交付前に活動を開始している場合は，補助の対象となりません）
- 予算の範囲内での補助となりますので，予算がなくなった場合は，年度途中であっても補助金の交付を受けられない場合があります。